

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当及び衛生管理手当を除いた全額とする。</p> <p>(俸給表の種類)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける教職員にあつては号俸。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>(昇格及び降格)</p> <p>第7条 教職員の昇格及び降格は、初任給、昇格、昇給等の基準による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、<u>職責調整手当</u>、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当及び衛生管理手当を除いた全額とする。</p> <p>(俸給表の種類)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(昇格、降格及び降号)</p> <p>第7条 教職員の昇格、<u>降格及び降号</u>は、初任給、昇格、昇給等の基準による<u>もののほか、降格及び降号</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 <u>職責調整手当</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(俸給の調整額)</p> <p>第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級に応じた調整基本額（その額が俸給月額100分の4.5を超えるときは、俸給月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額100分の25を超えるときは、俸給月額100分の25に相当する額とする。</p> <p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(俸給の調整額)</p> <p>第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級（<u>職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる第5条第2項の規定により決定される職務の級。以下「標準級」という。</u>）に応じた調整基本額（その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額100分の25を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額100分の25に相当する額とする。</p> <p>(俸給の特別調整額)</p> <p>第12条 (同 左)</p> <p>(職責調整手当)</p> <p><u>第12条の2 職責調整手当は、教職員に係る標準級に対し、初任給、昇格、昇給等の基準第4条及び第5条の規定により決定される職務の級が異なる場合において、当該教職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、総長が別に定める者に対し支給する。</u></p> <p><u>2 職責調整手当の月額は、標準級により決定された場合の俸給月額から現に受ける俸給月額を減じて得た額とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(都市手当)</p> <p>第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動（以下この項において「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合</p> <p>(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(都市手当)</p> <p>第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動（以下この項において「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合（別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。</p> <p>(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合</p> <p>(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合</p> <p>3 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(広域異動手当)</p> <p>第16条の2 教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき施設間の距離（異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と施設との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当支給をする。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 300キロメートル以上 100分の6</p> <p>(2) 60キロメートル以上 300キロメートル未満 100分の3</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内で特地勤務手当等支給細則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第22条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設が特設施設又は特設勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設（以下「準特設施設」という。）に該当するときは、当該教職員には、特設勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際特設勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特設勤務手当に準ずる手当を支給</p>	<p>(広域異動手当)</p> <p>第16条の2 教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき施設間の距離（異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と施設との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該教職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当支給をする。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 300キロメートル以上 100分の6</p> <p>(2) 60キロメートル以上 300キロメートル未満 100分の3</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>(特地勤務手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 特設勤務手当の月額、俸給、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内で特設勤務手当等支給細則で定める。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第22条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設が特設施設又は特設勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設（以下「準特設施設」という。）に該当するときは、当該教職員には、特設勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際特設勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特設勤務手当に準</p>

改 正 前	改 正 後
<p>する。</p> <p>2・3 (略) (中 略) (期末手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものうち総長が指定する第一種及び第二種の区分である教職員（以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。</p> <p>(表：略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第5号において同じ。）において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。</p>	<p>ずる手当を支給する。</p> <p>2・3 (同 左) (期末手当)</p> <p>第28条 (同 左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級<u>(職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。職責調整手当の支給を受ける教職員が第4項の規定により役職段階加算適用表又は管理職加算適用表を適用する場合及び第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。)</u>が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものうち総長が指定する第一種及び第二種の区分である教職員（以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第5号において同じ。）において教職員が受けるべき俸給、<u>職責調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額</u>とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>(表：略)</p> <p>5 (略) (勤勉手当)</p> <p>第31条 } (略) 2・3 }</p> <p>4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略) (中 略) (遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 (略)</p> <p>2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合(当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。)から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合(支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。)を減じた支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第48条第1項の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2・3 (略) (中 略) (勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p>	<p>4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>5 (同 左) (勤勉手当)</p> <p>第31条 } (同 左) 2・3 }</p> <p>4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (同 左) (遠隔地異動・出向手当)</p> <p>第33条の4 (同 左)</p> <p>2 遠隔地異動・出向手当の額は、第16条第1項に定める俸給、俸給の特別調整額、<u>職責調整手当</u>及び扶養手当の月額の合計額に異動又は出向前の都市手当の支給割合(当該支給割合が100分の10を超える場合は100分の10とする。)から第16条第2項に定める都市手当の支給割合又は第16条の2第1項に定める広域異動手当の支給割合のいずれか高い方の支給割合(支給割合が同じ場合は都市手当の支給割合とする。)を減じた支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の研究拠点において研究に従事する教員及び最先端研究開発支援プログラムにより雇用される教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2・3 (同 左) (勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p>	<p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p>
<p>3 (略) (中略) 附則</p>	<p>3 (同左) 附則</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (同左)</p>
<p>5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。</p>	<p>5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び職責調整手当の月額の半額を減ずる。</p>
<p>6 当分の間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあつては、特定対象教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p>	<p>6 当分の間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級（<u>職責調整手当の支給を受ける教職員にあつては、その支給の基礎となる標準級</u>）が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあつては、特定対象教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p>
<p>(1) 俸給月額 当該特定対象教職員の俸給月額（当該特定対象教職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号俸に達しない場</p>	<p>(1) 俸給月額（<u>職責調整手当の支給を受ける教職員にあつては、俸給月額及び職責調整手当の月額をいう。</u>以下この号及び第3号から第8号までにおいて同じ。） 当該特定対象教職員の俸給月額（当該特定対象教職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定対象教職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸</p>

改 正 前	改 正 後
<p>合」という。) にあつては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額 (以下この項及び附則第 8 項において「俸給月額減額基礎額」という。))</p>	<p>給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。) に達しない場合 (以下この項、附則第 8 項及び第 9 項において「最低号俸に達しない場合」という。) にあつては、当該特定対象教職員の俸給月額から当該特定対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額 (以下この項及び附則第 8 項において「俸給月額減額基礎額」という。))</p>
<p>7 (2)～(8) } (略)</p>	<p>7 (2)～(8) } (同 左)</p>
<p>8 附則第 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 3 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額を 1 年間に於ける 1 月平均所定労働時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額を 1 年間に於ける 1 月平均所定労働時間数で除して得た額) に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>8 附則第 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 3 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及び<u>職責調整手当の月額</u>並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額を 1 年間に於ける 1 月平均所定労働時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額合計額を 1 年間に於ける 1 月平均所定労働時間数で除して得た額) に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>9 (略) (後 略)</p>	<p>9 (同 左)</p>
	<p>附 則 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>